

4 道州制反対について

道州制は道州内一極集中となり、むしろ道州内格差が広がるものであり、過疎地域の切り捨ての助長にもなりかねないことから、わが奈良県の中南和、東和の課題を見据え、奈良県庁廃止の道州制に反対する。道州制議論は今後、関係各界からの国民と共に活発かつ、きめ細かい検討が進むと考えるが、知事の道州制に関わる見解と立場をあらためてお尋ねする。

（知事答弁）

議員お述べのとおり、去る7月8日、9日に開催されました全国知事会議では、道州制の基本法案への対応が議題となりましたが、慎重対応を基本とすべきとの意見が多く述べられ、基本法案のあり方についての知事会意見をその線に沿ってとりまとめられたものでございますが、法案そのものに対する知事会としての賛否については、各知事さんの間でいろいろな意見があり、判断は先送りされました。現在、秋の臨時国会を控え、道州制基本法案提出の動きを注視しているところでございます。

その全国知事会議の場で発言いたしました私の意見を簡単に紹介させていただきたいと存じます。歴史を振り返ったこととございますが、日本の国の礎が築かれたときの国家形態は律令国家でございました。近隣の国との国際緊張があり、地方豪族を牽制する中央集権国家を指向していましたが、多様な地方と調和を図ろうとしていたと思います。以来、我が国では、ずっと多様な地方を許容してきたように思います。最近では地方の多様性に寛容ではなくなっているのではないかと懸念がございます。

最近の地方分権をめぐる議論では、国一律の規制か地方の自由裁量を拡大すべきか、という2元論的議論、つまり、中央集権か地方分権かの二者択一といった議論になりがちでございます。私は「か」の議論ではなく「と」の議論になればよいと発言いたしました。つまり「集権か分権か」ではなく、「統合と多様」の両方を追求する議論が望ましいと発言いたしました。

次に府県制と市町村制についてでございますが、明治時代には約7万1千の市町村がありました。現在は約1,700と約40分の1に減少しております。一方、府県の数、明治23年の府県制制定以降47で、数が変わっておりません。

もし道州ができるとなれば、明治以来の大きな統治機構改革となりますので、その生来する結果についてよく考えておく必要があると思います。廃藩置県の後、導入された府県制については、制定後その数も変化なく、120年以上経過し、わが国の統治機構の中に定着したものと考えております。

基礎自治体である市町村の位置づけも大事なポイントだと思います。平成の市町村大合併の際、奈良県では市町村合併が低調だったこともあり、小さな町村も相当残る結果となりました。県には、小さな市町村の支援をする役目がかなり残っているものと考えております。具体的には、奈良モデルと呼ばれておりますが、例えば、市町村が管理する老朽化した橋梁やトンネルなど道路ストックの総点検において「垂直補完」の方法により県が受託する、権限の逆移譲といわれる方法なども含めて、全国的に珍しいやり方で市町村を支援しようとしています。

また、奈良県には、過疎化・高齢化が進展し、地域産業の活性化等多くの課題を抱える南部、東部地域がございます。このような地域について「南部振興計画」「東部振興計画」を策定し、弱小市町村の支援に取り組んでおります。

県のような中間自治体が弱小市町村を支援する場合、現行の県の支援体制と、より広域となった中間自治体とで、その支援の力についてどちらが有力かにつきましては、より身近な中間自治体の方がより親身になれることは自明のことだと考えます。

グローバル化と少子高齢化が進行する中、この国の統治機構の今後のあり方を議論することは大変重要であり、特に、地方自治のための地方分権を進めることは大きなことですが、道州制が地方分権の有効な受け皿になり得るかどうかについては、まだ多くの議論が残っていると考えております。住民の生活に関連する行政はできるだけ身近な行政機関で行うべしという、住民自治の充実の観点からの基礎自治体強化論も重要であります。社会保障の充実がより重要な課題となってきている我が国におきましては、道州制のような広域地方行政組織が今後どのような意味で必要とされるのか、積極的な理由づけがされるまでは慎重な態度が必要と考えています。

これらのことから、今後のこの国のかたちをどうするかという根本的かつ構造的な議論を、引き続きしていく必要があると考えております。